

清掃基準表

日常清掃

No	清掃場所	清掃方法
1	床面	・ 拭き掃除の後、水拭き等により防塵する。
2	畳 カーペット	・ 真空掃除機により塵芥を完全に除去する。
3	ロビー 出入口	・ 清水または薬剤等により汚水を完全に除去のうえ、から拭き仕上げを行う。
4	什器・備品類	・ 塵払い等により除塵する。
5	ゴミ	・ 各棟の屑入れのゴミ等を収集し、所定の場所へ搬出する。 ・ 火気については、特に注意する。
6	金属部 手摺り・ドア	・ 塵払い後、から拭き仕上げとし、汚染のはなはだしい箇所は、洗剤により拭き取る。
7	トイレ・洗面所	・ 床面、腰面は、水拭き仕上げとし、汚染箇所は、完全に除去する。 ・ 洗面器、便器は洗剤を用いて洗浄または、消毒する。 ・ 鏡、鏡台は、から拭きとし、汚水を完全に除去する。 ・ 衛生消耗品（支給品）を補充する。 ・ 汚物は、所定の容器に収集し、所定の場所に搬出する。
8	湯沸場	・ 流し台の汚染した箇所は、磨き粉等で汚水を完全に除去する。
9	排水口・溝	・ 排水口、会所、溝等の挟雑物、汚泥等を除去する。
10	外周	・ 荒ゴミを収集し、清掃、散水する。 ・ 落葉等を収集し、常に美観の維持に努める。

兵庫県立文化体育館清掃基準表（本館）

[illegible]

※上記回数とは、最低限の数を示したものであり、常に清潔に保つようにすること。

※外周清掃には低木（150cm以下）の剪定を含む